

議題2 監理方針の説明【補足資料】

1. 設計に起因する施工者の瑕疵担保責任について

第31回会議で、「設計のミスで工事をやり直さないといけない場合、誰がどのように責任をとるのか」との質疑がありましたので、そのような事態が発生した場合は、以下の民法の規定及び解釈を基本に対応を考えていきたいと考えております。

【民法】

(請負人の担保責任)

第634条 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。

第635条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

(請負人の担保責任に関する規定の不適用)

第636条 前2条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(解釈)

この規定は、瑕疵が生じた場合に、注文者又はその委託を受けて設計・監理をした設計者の責任であるか、それとも請負人の責任であるかを判定する際の規定とされる。

本条の「注文者の指図」には、「注文者の委託を受けて設計や監理をした者の指図」を含むと解されている。したがって、設計者の指図によって施工をした場合には請負人は瑕疵担保責任を免れる余地がある。

ただし、重要なのは636条但し書きである。この趣旨は、請負人が誠実義務を欠くために担保責任を免れないというところにある。請負人が工事の専門家として少しの注意を払えば工事の瑕疵が生じるということを知り得たのにそれを怠り、指図に従った場合も同様と解されている。

要するに、設計書や指示書に明示された、設計上の要因による瑕疵であったとしても、それが具体的状況において請負人が指摘できるようなものである場合には、不適當である旨を指摘しておかなければ、請負人は担保責任を免れることはできない。

(一般財団法人 住宅保証支援機構資料)

○福岡高等裁判所判決

請負者の専門性を踏まえたものであり、設計者の指示等に不備があった場合の過失の有無の判断についても適用するのが相当である。

○神戸地方裁判所判決：

施工者側で建築士の設計図どおりに建築したら瑕疵があると予測できる場合、それを回避すべき注意義務が生ずる。

2. 監理業務の内容

議題2「1. 監理とは」について、国土交通省告示第15号※1に基づき補足します。



※今回の監理業務はオレンジ色の破線で囲んだ範囲となります。

(1) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

【議題2「1. 監理とは」①設計意図伝達業務に該当します】

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務

1. 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
2. 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、報告等

(2) 工事監理に関する標準業務

【議題2「1. 監理とは」②品質管理業務に該当します】

工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務

1. 工事監理方針の説明等
2. 設計図書内容の把握等
3. 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
4. 工事と設計図書との照合及び確認
5. 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告
6. 工事監理報告書等の提出

(3) その他の標準業務

前号に定める業務と一体になって行われる次に掲げる業務

1. 請負代金内訳書の検討及び報告 (今回契約業務外)

- 2.工程表の検討及び報告
- 3.設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- 4.工事と工事請負契約書との照合、確認、報告等
- 5.工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- 6.関係機関の検査の立会い等
- 7.工事費支払いの審査（今回契約業務外）

3. 構造体(躯体)監理について

議題2「3. 構造体(躯体)監理の内、3-2 鉄筋コンクリート工事の監理、3-3 鉄骨工事の監理」について、補足します。

(1) 鉄筋コンクリート工事(鉄筋工事・型枠工事・コンクリート工事)の監理

①施工図・施工計画書の確認

②材料の確認

- ・鉄筋については、品質証明書(ミルシート) ※2 により使用される鉄筋が設計図通りの材料かどうかを確認し、さらに現場にて鉄筋の規格、種類、太さ等を確認します。
- ・コンクリートについては、コンクリートを製造する工場が JIS 認定※3 を受けているかどうか、提出された配合計画書※4 が、設計図の要求する品質を満たしているかどうかを確認します。

③鉄筋工事着手前検討会議を実施し、鉄筋工事施工上の注意点の伝達を行います。 (参考資料を添付します)。

④コンクリート打設前に、配筋検査と型枠検査を行い、設計図通りに鉄筋の組立が出来ているか、所定のかぶり厚※5 が確保できているか、及び型枠の精度等の確認を行います。不具合がある場合は是正を指示し、是正の完了を確認した上でコンクリート打設の指示を行います。

⑤コンクリート打設時、コンクリートの受入検査※6 に立会い、納入されたコンクリートが所定の品質を満たしているかを確認します。コンクリート受入検査(固まる前のコンクリート試験)は試験代行業者が行います。

⑥コンクリートが硬化し、型枠を解体後、コンクリートが十分に充填されているか、断面の大きさが確保されているか等の確認を行います。不具合がある場合は、是正を指示し、是正の完了を確認します。また、コンクリート製造工場とは別に、第三者検査機関※7 で行われたコンクリートの強度試験結果が、所定の強度以上であることを確認します。

⑦各種検査(上記 配筋検査、型枠検査、コンクリート受入検査等)は施工者の自主検査記録を確認した上での抽出検査です。

(2) 鉄骨工事の監理

①鉄骨製作工場の確認

- ・施工者により選定された鉄骨製作工場が、設計図書に示す製作及び生産能力、品質

管理能力を有しているかどうかを確認します。

②鉄骨製作図・施工計画書の確認

③材料の確認

- ・品質証明書(ミルシート) ※2 により、使用される鉄骨が設計図通りの材料かどうかを確認します。製品検査時に、鉄骨の規格等が設計通りのものかを確認します。

④原寸検査の実施

- ・原寸検査では、柱と梁の交差部等の詳細を、1/1 スケールの図面にて確認します。併せて、工場と現場で使用する鋼製巻尺の品質と誤差が規定値以下であることを確認します。

⑤製品検査の実施

- ・製品検査では、製作が完了した鉄骨の材質と精度、溶接部の品質、錆止め塗装の膜厚等の確認を行います。製品検査は、施工者(製作工場)の自主検査記録を確認した上での抽出検査です。
- ・溶接部は鉄骨製作工場とは別の第三者検査機関※7 が抜取検査を行い、その検査結果報告書を確認します。

⑥鉄骨建て方検査の実施

- ・現場に納入され組み立てられた鉄骨の、鉛直性、水平性等の精度と接合部の品質を確認します。

4. 工事監理ガイドラインについて

【議題2 監理方針の説明に対するご質問の「国の品質管理マニュアル」に該当します】

INA 新建築研究所の工事監理ガイドラインは、国土交通省の工事監理ガイドライン(平成21年9月1日策定)に基づき、各工事のチェック項目を細かく定めたものです。

5. 減築改修棟の監理方針については工事の進捗状況を踏まえて、適切な時期に報告させていただきます。

■用語説明

- ※1 国土交通省告示第15号：建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準を定めたもの。
- ※2 品質証明書(ミルシート)：鋼材の材質を証明する添付書類のこと。鉄鋼メーカーが鋼材製品を納入時に発注者へ発行する証明書。内容は鋼材の機械的性質や化学成分などで、注文により生産したロットごとに規格値と製造実績値が記載される。
- ※3 JIS 認定工場：JIS で規定されるコンクリートの製造能力、品質管理能力を有する工場。
- ※4 配合計画書：配合計画書とは、コンクリートの材料であるセメント、砂、砂利等の混合比率等を示した、いわば、コンクリートの設計書です。
- ※5 かぶり厚：鉄筋からコンクリート表面までの最小寸法のこと。鉄筋を酸化から守る役割を果たしている。建築基準法により、必要なかぶり厚が部位(柱、梁、スラブ等)ごとに定められている。

- ※6 コンクリートの受入検査：現場に納入されたコンクリートのやわらかさや、塩分の含有量、空気の含有量を測定する検査。これらの数値が所定の基準値内であることで、その品質を確認する。
- ※7 第三者検査機関：コンクリート製造工場又は鉄骨製作工場とは無関係な立場でコンクリート強度の試験や、鉄骨の溶接の品質検査を行う機関。